

名古屋市食品衛生

自主管理認定制度について

食品衛生法等が改正され、すべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を実施することになりました。

令和2年6月から、市認定制度は次のような制度に変わります！

新たな認定制度のポイント

① 認定対象

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の対象施設※が認定の対象です。※容器包装食品のみを取り扱う営業者は除く。

これまで、認定の対象外であった**飲食店**等も**認定対象**になります。

② 認定基準について

概要

- ・CodexHACCPをベースとした基準です。
- ・市公式ウェブサイトにて、認定基準等をダウンロードしていただけます(URL等は裏面参照)。

※従来の認定制度から、一部の基準を緩和します(一般衛生管理(清掃・健康管理など)は「法に定める内容を遵守すること」とします。)

提出書類

申請には認定基準第4～第7について書類の提出が必要です。

※その他の基準については、作成が必要です。基準に適合しているか確認しますので、求めに応じて提示・説明をお願いします。

(裏面へ続く)

③ 制度の略称

制度の略称として「**なごやHACCP**」を使用できます。

④ 申請窓口

認定に係る申請等は**熱田保健センター**にて受け付けます。

認定を受けるには？

※HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施していることが前提となりますので、未対応な方は施設のある区の保健センターへご相談下さい。

STEP1 事前準備

- ・認定基準を満たすことを、自己点検票に沿って確認しましょう。

STEP2 申請

- ・認定基準を全て満たしていることを確認できたら、熱田保健センターに申請してください。
- ・申請手数料はかかりません。

STEP3 審査

- ・書類及び施設の実地審査を受けます。

STEP4 認定決定

- ・市公式ウェブサイトで公表します。
- ・認定マーク(はしゃっち)を使用できるようになります。



まずは、自己点検票をつけてみましょう！
自己点検票や申請書類のダウンロード、制度の詳細内容は
<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000101705.html>
をご覧ください。

認定制度についてのお問い合わせはこちら

熱田保健センター 食品衛生特別監視班
TEL(052) 683-9679 FAX(052) 681-5169
平日 8時45分～17時15分 (12時～13時を除く。)

